

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 第4期障がい福祉計画における成果指標の達成状況

第4期計画における成果指標の達成状況と評価は以下の通りです。

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

項目		目標値	実績
【基準値】平成25年度末時点の施設入所者数			79人
【見込】目標年度(平成29年度末)の施設入所者数(4%以上削減)		75人	71人
国の指針	地域生活移行率(12%以上移行)	移行数	4人
		移行率	5.1%
	入所者数削減割合(4%以上削減)	削減数	8人
		削減割合	10.1%

現状評価

国の基本指針に基づき、地域移行支援対象者のニーズに合わせた取組を進めてきましたが、バリアフリーに対応した住宅の確保や、緊急時の相談支援体制などの課題があり、移行実績は目標値を超えていません。今後も引き続き、訪問系サービスや権利擁護支援の充実を図りながら地域移行や、地域移行を見据えた自立訓練のサービス提供に努めます。

2. 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1か所(淡路圏域)	0か所(淡路圏域)

現状評価

国の基本指針に基づき、圏域での設置を目標に掲げましたが、計画相談の100%実施を優先課題としてきたため整備が進んでおらず、第5期計画においても継続して成果目標を維持します。

なお、全国的にも整備が進んでいないことに鑑み、国においても平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

項目		目標値	実績
【基準値】平成 24 年度の一般就労への移行実績			0 人
(国の指針)平成 29 年度に基準値の 2 倍以上増加	年間一般就労移行者数	1 人	4 人
	移行率	-	-
【基準値】平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数		15 人	15 人
(国の指針)平成 29 年度末に基準値の 6 割以上増加	就労移行支援事業利用者数	24 人	12 人
	増加率	60.0%	20.0%
平成 29 年度末において就労移行率が 3 割以上の事業所割合が 5 割以上	事業所数	1 か所	0 か所
	事業所割合	50.0%	0.0%

現状評価

民間企業等の障害者理解・雇用が進んでおり、一般就労移行者数は目標値を超えています。就労移行支援事業利用者数は目標に達しておらず、就労移行率が 3 割以上の事業所もない状態です。障害特性上、労使のニーズがマッチングせず、就労に結びつかないケースもあります。

また、公共交通機関が少ない本市においては、自動車や自転車に乗れない障がい者にとって、就労範囲が限定されるなど、通勤手段の確保が障壁となっています。

第2節 障がい福祉サービス等の利用状況

1. 自立支援給付

(1) 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスをみると、「居宅介護」は利用人数、利用時間ともに見込みをやや上回っています。

「重度訪問介護」は利用人数は見込み通りとなっていますが、利用時間は見込みを上回っています。

「同行援護」「行動援護」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用時間が見込みを上回る実績となっています。

「重度障害者等包括支援」については、平成27年度から平成29年度にかけての利用実績は0件となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	910	886	926	834	941	948
	人/月	58	61	59	60	60	61
重度訪問介護	時間/月	75	0	75	104	75	106
	人/月	1	0	1	1	1	1
同行援護	時間/月	65	154	65	110	65	201
	人/月	7	10	7	12	7	12
行動援護	時間/月	5	10	5	2	5	9
	人/月	1	1	1	1	1	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスをみると、「短期入所」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用人数は見込みを下回る実績となっていますが、利用日数は見込みを上回っています。1回あたりの利用日数の長期化がうかがえます。

「生活介護」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを下回る実績となっています。なかでも「就労移行支援」は、大幅に下回っています。

「自立訓練(機能訓練)」については、平成28年度と平成29年度の利用人数・回数が見込みを上回っています。

「就労継続支援A型」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用人数が見込みを上回る実績となっています。利用回数は、平成27年度、平成28年度に見込みを上回りましたが、平成29年度は見込みと同程度となっています。

「就労継続支援B型」については、利用人数は見込みを上回っていますが、利用日数では見込みを下回っています。

「療養介護」については、概ね見込み通りとなっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
短期入所	人日/月	78	111	82	115	88	101
	人/月	16	14	17	14	18	9
生活介護	人日/月	2,860	2,879	2,876	2,743	2,936	2,614
	人/月	176	169	178	161	182	155
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	25	22	60	44	67
	人/月	1	2	1	3	2	3
自立訓練(生活訓練)	人日/月	244	171	275	153	290	155
	人/月	16	11	18	9	19	10
就労移行支援	人日/月	314	156	393	167	471	110
	人/月	16	12	20	12	24	9
就労継続支援A型	人日/月	140	189	160	197	180	175
	人/月	7	10	8	10	9	10
就労継続支援B型	人日/月	2,201	1,997	2,252	2,161	2,304	2,150
	人/月	128	133	131	143	134	152
療養介護	人/月	7	7	7	6	7	6

(3) 居住系サービスの利用状況

居住系サービスをみると、「共同生活援助」については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを上回る実績となっています。「施設入所支援」については、平成27年度から平成29年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
共同生活援助	人/月	51	54	53	56	55	57
施設入所支援	人/月	76	71	76	71	75	71

(4) 相談支援の利用状況

「計画相談支援」については、平成24年度から原則として全ての障がい福祉サービス等を利用する人について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成(指定相談支援事業者が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可)が必要となりました。実績については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを下回りましたが、利用者ニーズの丁寧な聞き取りと適切な計画の作成を実施しています。

「地域移行支援」と「地域定着支援」の実績については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを下回っています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
計画相談支援	人/月	102	63	104	58	112	41
地域移行支援	人/月	5	1	5	1	6	1
地域定着支援	人/月	10	6	10	5	11	5

2. 障がいのある児童への支援の利用状況

「児童発達支援」の利用人数については横ばいですが、見込みを下回っています。

「放課後等デイサービス」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを上回る実績となり、利用ニーズが高いことがうかがえます。

「保育所等訪問支援」については、利用実績が平成27年度から平成29年度まで実績がありませんでした。

「障害児相談支援」については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
児童発達支援	人日/月	135	76	141	70	149	74
	人/月	33	23	36	15	40	18
放課後等デイサービス	人日/月	147	208	151	275	155	299
	人/月	38	42	39	48	40	58
保育所等訪問支援	人日/月	4	0	8	0	10	0
	人/月	1	0	3	0	5	0
障害児相談支援	人/月	31	13	33	12	34	12

3. 地域生活支援事業の利用状況

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」については、平成27年度の実施はありませんでしたが、平成28年度には「高次脳機能障害研修」、平成29年度には「知的障害者体験研修」を、自立支援協議会（3市合同）で実施しました。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

淡路圏域3市共同事業として、「グループかけはし」が行っているボランティア活動等への支援事業を実施しています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、平成27年度から平成29年度にかけて、見込み通りの実績となっています。「基幹相談支援センター」については、引き続き検討課題となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	無	検討	無	検討	無
相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」の利用実績はありませんでした。

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	2	0	3	0

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」の利用実績はありませんでした。

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	0	0	0	0	0	0

(6) 意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

「手話通訳者設置事業」については、平成 28 年度以降、員配置が減少しました。

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話通訳者派遣事業	件/年	125	47	125	76	125	71
要約筆記者派遣事業	件/年		11		19		13
派遣事業合計	件/年		58		95		84
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3	2	3	2

(7) 日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」については、平成29年度では「介護・訓練支援用具」「在宅療養等支援用具」は見込みを上回る実績、「自立生活支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	2	6	2	3	2	3
自立生活支援用具	件/年	15	6	15	7	15	6
在宅療養等支援用具	件/年	3	4	3	7	4	11
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	13	14	13	15	11
排せつ管理支援用具	件/年	1,267	1,148	1,305	980	1,342	1,070
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	1	1	0

(8) 手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」は、平成27年度は見込みを大きく下回っていたのが、平成28年度には見込みを上回ったものの、平成29年度には見込みより少なくなりました。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	20	9	22	24	23	17

(9) 移動支援事業

「移動支援事業」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用者数、利用時間数ともに見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
移動支援事業	人/年	48	56	48	62	50	66
	時間/年	4,304	4,816	4,304	4,669	4,347	4,811

(10) 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業(市内)」の利用者数については、平成28年度から平成29年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

「地域活動支援センター事業(市外)」の利用者数については、平成27年度から平成29年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
地域活動支援センター(市内)	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	31	31	33	22	38	24
地域活動支援センター(市外)	か所	1	2	1	2	1	2
	人/年	48	41	48	47	50	48

【任意事業】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	実績(見込み)
日中一時支援事業	人/年	8	14	9
	回/年	12	8	12
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回/年	3	3	3
	人/年	219	211	203
生活訓練等事業	回/年	10	9	9
	人/年	312	272	294
視覚障害者歩行訓練事業	人/年	0	1	1
	時間/年	0	2	5
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	2
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0

4. 市単独事業の実施状況

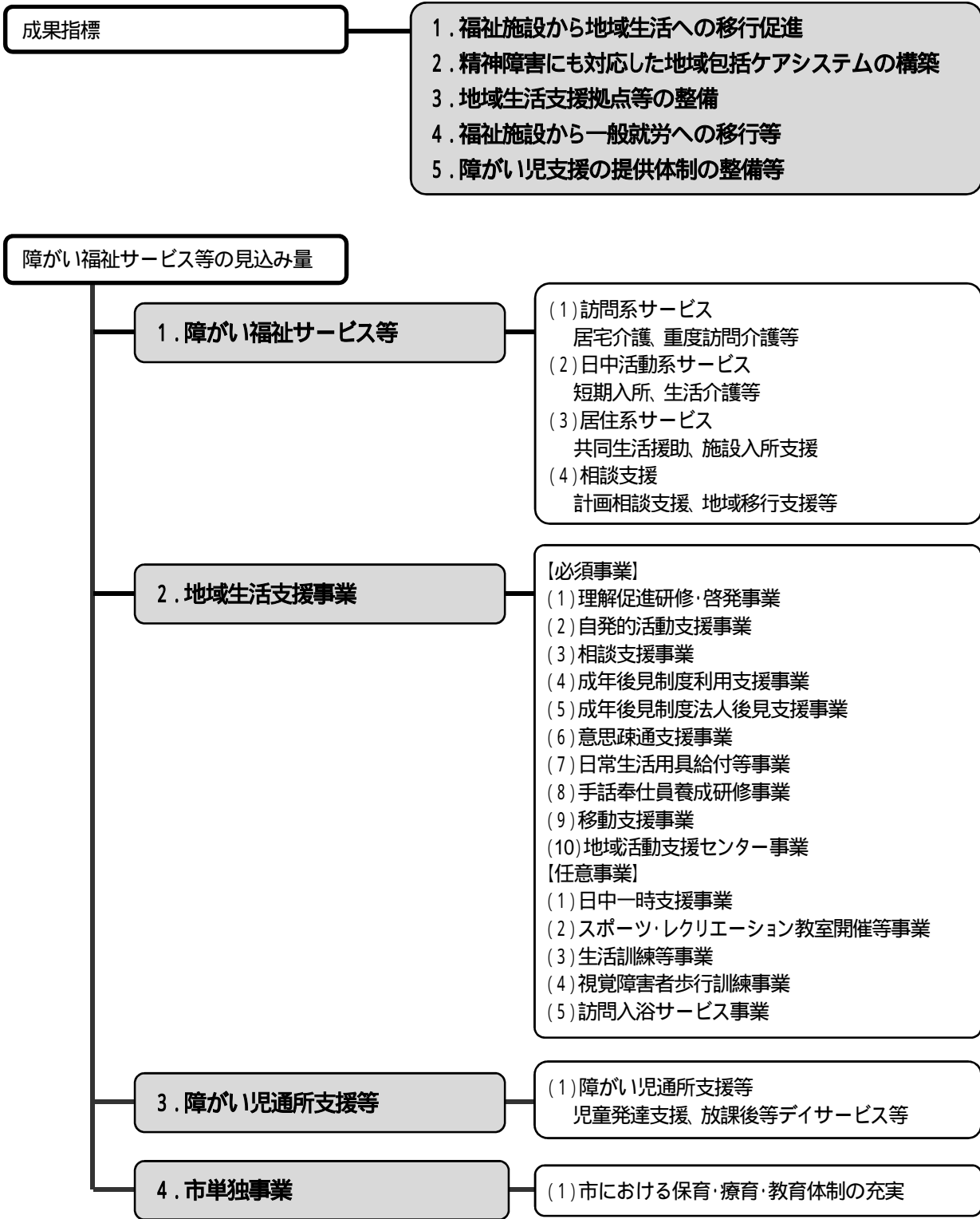
(1) 市における保育・療育・教育体制の充実

淡路市では、現行の障がい福祉サービスに加えて、市単独の取組を実施することで、よりよいサービスの充実を図っています。

内容

取組	内容
療育事業	心身障がい児・発達障がい児等支援を要する児童と家族を対象に、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職による療育教室、研修会等を実施し、障がい児等が将来自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。
特別支援教育の推進	インクルーシブ教育の充実に向けて、支援が必要とされる児童生徒が在籍する学校に支援員等を配置し、児童生徒に応じたきめ細かな指導が受けられる体制を構築しています。また、教育センターを拠点に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組んでいます。さらにサポートファイルを活用し、医療・福祉等の関係機関との連携を密にしていくとともに、就学に関する支援体制の整備を推進しています。
保育所等における取組	障がいにより特別な支援を要する児童が通園する保育所等について、保育士を加配するとともに、医療ケアが必要な児童には看護師を配置しています。保育する環境を充実させ、心身の発達を促しながら社会生活に必要な基礎能力を養成します。また、相談支援専門員、担当の保育士、保健師、障がい担当、関係事業所や保護者などが集まり、ケース会議を開催することで連携を推進し、情報共有を図ることで、きめ細やかな支援体制を構築しています。
障がい児への切れ目のない支援	障がいのある児童が、保育所から小学校への入学時、また中学校への進学時に、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に取り組んでいます。

第3節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の事業体系



第4節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果指標

本計画では、国の基本指針に示された成果指標を以下の通り設定しています。

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

国の基本指針

(施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について)

平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(施設入所者数の削減に関する目標について)

平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 % 以上削減することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

目標値設定の考え方

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者 71 人のうち 7 人(9.9%)が地域生活へ移行すると見込みます。

また、施設入所者の 2 人(2.8%)を削減することを見込みます。

目標値

項目		数値
平成 28 年度末時点の施設入所者数		71 人
目標年度(平成 32 年度末)の施設入所者数		69 人
平成 32 年度までの目標値	地域生活移行数	7 人
	移行率	9.9%
	削減見込み	2 人
	削減割合	2.8%

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例：市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。

目標値設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、本市では、地域生活支援拠点の整備に合わせて、圏域で協議の場を設置することを検討します。市の担当者等が協議の場に参加することにより、情報共有や連携を行う体制を確保します。

目標値

項目	
保健・医療・福祉関係者による協議の場	有(淡路圏域)

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

目標値設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、本市では、圏域での整備について検討します。

目標値

項目	数値
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1 か所(淡路圏域)

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

(就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について)

平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(就労移行支援の利用者数に関する目標について)

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について)

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

(就労定着支援による職場定着率に関する目標について)

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

目標値設定の考え方

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成28年度の一般就労への移行者数の1.5倍以上の移行実績を達成することを目標とします。

また、福祉施設から一般就労への移行推進のため、就労移行支援の利用者数を平成28年度末における利用者数から2割以上増加することを目標とします。

なお、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とする目標については、市内事業所の利用者数が減少傾向にあるため、国が定める目標を達成することが困難な状況にあります。

目標値

項目		数値
平成28年度の一般就労への移行実績		3人
一般就労への移行目標値(平成32年度)	年間一般就労移行者数	5人
	増加割合	66.7%
平成28年度末における就労移行支援事業利用者数		10人
就労移行支援事業利用者数目標値(平成32年度)	就労移行支援事業利用者数	12人
	増加割合	20.0%
平成32年度末において就労移行率が3割以上の事業所割合	事業所数	1か所
	就労移行率3割以上の割合	0.0%
就労定着支援目標値	各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率80%	

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

(障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について)

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末

までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(医療的ニーズへの対応について)

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

目標値設定の考え方

保育所等訪問支援については、既に市内でサービスを提供している事業所があり、今後もサービスの利用を推進します。

児童発達支援センター、重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所については、現在地域に該当するような事業所が無いため、事業所の確保も含めて検討します。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、基幹相談支援センターを中心に体制を構築できるよう検討します。

目標値

項目	数値
児童発達支援センターの設置	1カ所
保育所等訪問支援体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置(平成30年度末まで)	有

第5節 障がい福祉サービス等の見込み量

1. 障がい福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいのある人もしくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護と外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

推計方法

近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成27年度からの利用実績から求めた一人あたりの利用時間を乗じて、見込み量を算出しています。

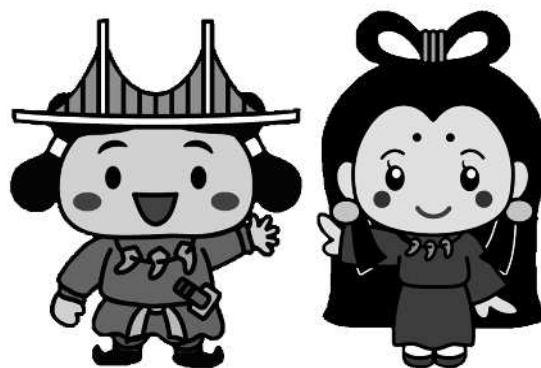
見込み量

サービス名		平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間/月	948	1,140	1,200	1,250
	人/月	61	61	62	65
重度訪問介護	時間/月	106	110	110	115
	人/月	1	1	1	1
同行援護	時間/月	201	210	210	230
	人/月	12	14	15	16
行動援護	時間/月	9	10	12	10
	人/月	3	3	4	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
【合計】	時間/月	1,264	1,470	1,532	1,605
	人/月	77	79	82	85

確保策

訪問系サービスについては、障がいのある人の地域での生活を支える上で必要不可欠なサービスです。そのため、ヘルパー等の人材確保や育成とともに、障がい福祉サービス事業所の参入を働きかけるとともに、サービス提供体制の強化を進めます。

- 同行援護、行動援護については、従事者要件等に係る養成研修などの必要な情報を事業者へ提供するとともに、研修等への積極的な受講について依頼するなど、研修機会の確保に努めます。また、利用者が継続して利用できるように、事業所と連携しながら支援します。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据え、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

内容

サービス名	内容
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などのため、短期間入所し、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事などの介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

推計方法

近年のサービス利用者の推移に基づいて今後の利用者数を推計し、平成27年度からの利用実績より求めた一人あたりの平均利用時間に乗じて、見込み量を算出しています。

生活介護や就労継続支援B型の利用実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。

就労移行支援については、利用者の推移に基づいて見込み量を算出しているため減少傾向ですが、一般就労への移行促進を図る観点から、引き続きサービスの充実を図ります。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所	人日/月	101	108	113	120
	人/月	9	10	11	15
生活介護	人日/月	2,614	2,700	2,800	2,850
	人/月	155	160	162	170
自立訓練(機能訓練)	人日/月	67	60	60	60
	人/月	3	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	人日/月	155	160	160	160
	人/月	10	10	10	10

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	人日/月	110	108	84	84
	人/月	9	8	7	7
就労継続支援 A 型	人日/月	175	180	190	187
	人/月	10	9	10	10
就労継続支援 B 型	人日/月	2,150	2,200	2,300	2,350
	人/月	152	157	160	162
就労定着支援	人/月		1	2	3
療養介護	人/月	6	6	7	7
自立生活援助	人/月		0	1	1

確保策

日中活動系サービスは、身近な地域での日常生活支援や就労などを目指した訓練、地域における社会参加の機会として重要なサービスです。障がい者が身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。

特別支援学校の卒業生が身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業所や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の進路の確保に努めます。また、障がいのある人の特性に合わせた適切な就労移行が行えるよう、就労評価の検討に必要な就労支援のアセスメントツールを圏域内で検討し、関係機関と連携しながら体制の整備を進めます。

一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。

利用者が増加傾向にある就労継続支援 B 型の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

就労系事業所で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務の調達に際し、優先発注の推進を図るとともに、公共施設等での授産品の紹介コーナー設

置や販売普及に努めます。

サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービスの提供体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。



(3) 居住系サービス

内容

サービス名	内容
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

推計方法

近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、見込み量を算出しています。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人/月	57	58	60	60
施設入所支援	人/月	71	71	71	71

確保策

共同生活援助(グループホーム)は、障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、整備の必要性が高いサービスです。また、施設入所者や入院中の障がいのある人の地域移行後の住まいの場の一つとして、介護者の高齢化による介護力低下などを背景に、共同生活援助(グループホーム)の需要は高まっています。個々のニーズの把握に努め、サービス提供事業者との連携によりサービス提供を促進します。事業者による共同生活援助(グループホーム)の参入促進に努め、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。

(4) 相談支援

内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しもを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

推計方法

計画相談支援については、全ての障がい福祉サービス利用者が対象となることを踏まえて見込みます。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	41	45	60	60
地域移行支援	人/月	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	5	6	7	7

確保策

全ての障がい福祉サービス利用者にサービス等利用計画の作成が必要となったことから、利用者のニーズの丁寧な聞き取りと適切な計画の作成、継続したモニタリングの実施ができるように支援していきます。また、淡路障害者自立支援協議会の相談支援部会と連携し、相談支援の質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行促進を図ります。

2. 地域生活支援事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

確保策

地域における障がいのある人の生きづらさを解消し、共生の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが大切であることから、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。また、淡路圏域での取組を推進し、機会を増やすことにも努めます。

(2) 自発的活動支援事業

内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

確保策

淡路圏域3市共同事業として、引き続き「グループかけはし」が行っているボランティア活動等への支援事業を実施していきます。

(3) 相談支援事業

内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有
相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

確保策

今後、重度の障がいのある人の地域生活の増加や、障がい者及び介護者の高齢化、施設や病院からの地域移行などから、相談内容も多様化することが予測されます。今後、さらに相談支援事業所の役割が重要となることから、引き続き事業内容の周知を図るとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

障がいの状況や特性に対応できるよう、相談員の質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

基幹相談支援センターについては、国の基本指針に基づく地域生活支援拠点の整備に合わせて設置を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	1	1

確保策

継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人にとって必要な援助として権利擁護の取組を推進しつつ、制度の周知を図っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

確保策

事業所との連携を推進し、法人後見制度の実施を検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	84	90	90	90
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	2

確保策

意思疎通支援事業は、淡路圏域3市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して実施していきます。

市が主催する研修や講演会等で、聴覚障がいのある人が参加しやすいよう手話通訳者の派遣に努めます。また中途障がい者や高齢者等を対象とした要約筆記者の派遣に努めます。また、事業の周知及び人材の確保と派遣体制の充実についても支援していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

見込み量

サービス名		平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	11	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	1,070	1,066	1,066	1,066
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	1	1
【合計】	件/年	1,101	1,095	1,095	1,095

確保策

制度の周知及び利用促進を図るとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるように継続して支援していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	17	17	17	17

確保策

意思疎通支援事業は、淡路圏域 3 市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して実施していきます。

聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

(9) 移動支援事業

内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等のために、外出のための移動支援を行うことで、地域における自立生活や社会参加を促します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人/年	66	68	68	68
	時間/年	4,811	5,029	5,029	5,029

確保策

障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、障がいのある人等を対象に、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活での支援や社会との交流の促進等を図ります。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター (市内)	か所	1	1	1	1
	人/年	24	26	26	26
地域活動支援センター (市外)	か所	2	2	2	2
	人/年	48	45	45	45

確保策

利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

確保策及び今後の方向性

今後、利用者の増加が見込まれるため、事業所と連携し、サービス提供体制の充実を図り、引き続き事業を実施することで、介護者の負担軽減に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	スポーツ・文化芸術活動の開催を通じて、当事者の社会参加を促進します。

確保策及び今後の方向性

今後も継続して障がい者スポーツの普及と交流に努めつつ、障がい者スポーツや文化芸術活動等に触れる機会をより広く提供し、社会参加を促進していきます。

(3) 生活訓練等事業

内容

サービス名	内容
生活訓練等事業	淡路市では障がい者の「社会生活教室」を通して、自立に向けた講座や相談を実施することで、地域生活支援の促進を図ります。

確保策及び今後の方向性

事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

(4) 視覚障害者歩行訓練事業

内容

サービス名	内容
視覚障害者歩行訓練事業	視覚障がい者（中途失明者）に対し、一定期間、専門の歩行訓練士による歩行訓練及び訓練に必要な助言・指導を行う事業です。

確保策及び今後の方向性

事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

(5) 訪問入浴サービス事業

内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

確保策及び今後の方向性

事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

3. 障がい児通所支援等

(1) 障がい児通所支援等

内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアと福祉の知識を有して、福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関等による支援を行うコーディネーターを配置します。
教育と福祉の協議の場の設置 (兵庫県独自項目)	障がいのある児童への支援を実施する際に、教育現場と福祉現場の相互理解を深め、有効的かつ総合的に支援を行うための協議の場を設置します。
障害児の相談窓口の設置 (兵庫県独自項目)	障がい児を支援する機関は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など多岐に渡るため、障がい児（の保護者）から相談があった場合に、総合的に対応できる窓口を設置します。

推計方法

児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援については、平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

放課後等デイサービスについては、平成 27 年度からの利用実績が増加していることを踏まえ、これらのニーズに対応できるよう見込みます。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	74	78	84	88
	人/月	18	20	21	22
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	299	396	402	420
	人/月	58	66	67	70
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	2	2
	人/月	0	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月		0	0	1
	人/月		0	0	1
障害児相談支援	人/月	12	13	14	16
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人		0	0	1
教育と福祉の協議の場の設置	設置=1		1	1	1
障害児の相談窓口の設置	設置=1		0	0	1

確保策

児童を支援する他機関（保育、教育など）との連携を図りながら利用ニーズを把握し、サービス必要量の確保に努めます。

支援を必要とする児童が、身近な地域で適切に療育を受けられる場を確保するための整備を推進します。また、関係機関が連携して情報を共有し、障がいのある児童を療育する家庭をサポートします。

相談支援専門員が個別のケースに即したマネジメントを実施できるよう、支援体制の強化に努めます。

（事業所指定に関する総量規制の導入について）

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が市の計画に定める各年度の延利用者数に達したと判明した以降、兵庫県は事業所等の指定をしません。

4. 市単独事業

(1) 市における保育・療育・教育体制の充実

淡路市では、現行の障がい福祉サービスに加えて、市単独の取組を実施することで、よりよいサービスの充実を図っていきます。

内容

取組	内容
療育事業	引き続き、心身障がい児・発達障がい児等支援を要する児童と家族を対象に、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職による療育教室、研修会等を実施し、障がい児等が将来自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。 なお、児童発達支援センターの整備など、障がい児支援の提供体制を勘案しながら、適宜必要な見直しを行います。
特別支援教育の推進	引き続き、インクルーシブ教育の充実に向けて、支援が必要とされる児童生徒が在籍する学校に支援員等を配置し、児童生徒に応じたきめ細かな指導が受けられる体制を構築します。また、教育センターを拠点に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組みます。さらにサポートファイルを活用し、医療・福祉等の関係機関との連携を密にしていくとともに、就学に関する支援体制の整備を推進します。
保育所における取組	引き続き、障がいにより特別な支援を要する児童が通園する保育所等について、保育士を加配するとともに、必要に応じて看護師を配置します。また、心身の発達を促しながら社会生活に必要な基礎能力を養成します。さらに、相談支援専門員、担当の保育士、保健師、障がい担当、関係事業所や保護者などが集まり、ケース会議を開催することで連携を推進し、情報共有を図ることで、きめ細やかな支援体制を構築します。
障がい児への切れ目のない支援	引き続き、障がいのある児童が、保育所等から小学校への入学時、また中学校への進学時に、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に取り組みます。